

名を「公報希望」とし、本文に「住所・世帯主氏名・電話番号」を記入の上、送信してください。（一度申込みをされると、次から継続して郵送されます。）

郵便等による不在者投票

郵便等で投票できるのは、身体障害者手帳、または戦傷病者手帳を持っている人で、一定の条件を備えた人と、

「介護保険上の要介護者」で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている人です。

また、郵便等で投票をすることができる人のうち、次の①、②に当てはまる人は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権のある人に限り）、自らの代理で投票に関する記載をさせることができます。

① 「身体障害者福祉法の身体障害者」で、身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が1級」である者として記載されている人

② 「戦傷病者特別援護法上の

戦傷病者」で、戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」である者として記載されている人

※なお、郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておかなければなりません。手続き等の詳細については、選挙管理委員会事務局にお問合せください。

代理投票・点字投票

自分で投票用紙に記入することができます。また、点字投票を希望される人も、投票所で申し出てください。

投票所入場券

投票日には、投票所入場券を七月十四日頃までに郵送をお届けします。

投票には、投票所入場券入場券を持って、該当する投票所（入場券に記載）で、投票してください。

ただし、入場券がなくとも選挙人名簿と本人の確認がで

きれば投票できます。
※入場券に記載されている投票時間・投票所にご注意ください。

問合せ
笠岡市選挙管理委員会事務局
〒714-1008
笠岡市笠岡一八七一ー九

FAX 069-2164
Eメール
senkyokanri@city.kasaoka.okayama.jp

投票所及び投票区の区域一覧

投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域
1	中央小学校体育館	富岡北・大磯(中央小学校区)・一番町・二番町・八番町・緑町・新横島	16	西大戸正和集会所	西大戸
			17	大井公民館	東大戸・小平井・春日台
			18	大井ハイランドホール	大井南
2	市民会館 第1会議室	大磯(笠岡小学校区)・三番町・四番町・五番町・六番町・七番町・九番町・十番町・十一番町・美の浜	19	吉田公民館	吉田・閔戸
			20	尾坂幼稚園遊戯室	尾坂
			21	新山小学校体育館	山口・新賀
			22	上長迫公会堂	新賀・みの越
			23	北川公民館	甲駄・走出
3	笠岡東公民館体育館	富岡南・絵師・横島・入江	24	梅木公会堂	走出
4	貫閲講堂 (笠岡小学校)	伏越・宮地・浜田・仁王堂・川南・殿南・中央町	25	神島公民館	神島(中村・東村・瀬戸・天神・古江・深方・汁方・福浦・片島)・カブト南町・拓海町
5	市民活動支援センター (元市民ギャラリー)	西東・西西・正寿場・本町・住吉・中央町	26	寺間公会堂	神島(高・寺間・見崎)
6	笠岡保育所遊戯室	川北・殿北・追分	27	大島小学校体育館	西大島・西大島新田
7	今井小学校体育館	園井・今立	28	大島中学校体育館	大島中・西大島
8	今井公民館	今立・馬飼・広浜	29	大島海の見える家	大島中
9	ようすな会館	金浦	30	外浦会館	神島外浦
10	金浦中学校体育館	吉浜・大河・相生	31	高島公民館	高島
11	金浦公民館	生江浜・旭が丘・平成町・カブト東町・カブト中央町・カブト西町	32	飛島幼稚園遊戯室	飛島
			33	白石公民館	白石島
			34	笠岡諸島開発総合センター	北木島町(大浦・楠)
13	茂平集会所	茂平・西茂平・鋼管町・港町	35	北木島幼稚園遊戯室	北木島町(豊浦・金風呂)
			36	真鍋島保育所遊戯室	真鍋島
14	有田公会堂	有田	37	六島公民館	六島
15	篠坂集会所	押撫・篠坂・入田			

開票は21時10分から 笠岡市民体育センター(八番町)で行います